

《別表》

学歴区分		学歴免許等の資格（学校教育法による学校及び教育施設）	必要な職務経験年数
大学院修了	博士課程	大学院博士課程の修了	5年以上
	修士課程・専門職学位課程（標準修業年限2年以上）	(1) 大学院修士課程（標準修業年限2年以上）の修了 (2) 専門職大学院専門職学位課程（標準修業年限2年以上）の修了	5年以上
	修士課程・専門職学位課程（標準修業年限1年以上）	(1) 大学院修士課程（標準修業年限1年）の修了 (2) 専門職大学院専門職学位課程（標準修業年限1年）の修了	6年以上
大学卒業	6年制	大学の医学若しくは歯学に関する学科（学校教育法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）、薬学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）又は獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業	5年以上
	専攻科	4年制の大学の専攻科の卒業又は修了	6年以上
	4年制	4年制の大学の卒業	7年以上
短期大学等卒業	3年制	(1) 3年制の短期大学又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の卒業又は修了 (2) 2年制の短期大学の専攻科の卒業又は修了 (3) 高等専門学校の専攻科の卒業又は修了 (4) 専修学校（修業年限3年以上の専門課程で年間授業時数680時間以上のものに限る。）の卒業	8年以上
	2年制	(1) 2年制の短期大学又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の卒業又は修了 (2) 高等専門学校の卒業 (3) 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業又は修了 (4) 大学の2年制の課程の修了 (5) 専修学校（修業年限2年以上の専門課程で年間授業時数680時間以上のものに限る。）の卒業 (6) 各種学校（「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上の課程のものに限る。）の卒業	9年以上
高等学校等卒業	専攻科	(1) 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業又は修了 (2) 専修学校（修業年限1年以上の専門課程で年間授業時数800時間以上のものに限る。）の卒業又は修了	10年以上
	3年制	(1) 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（学校教育法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 高等専門学校の3年次の課程の修了 (3) 専修学校（修業年限3年以上の高等課程で年間授業時数680時間以上のものに限る。）の卒業 (4) 各種学校（「中学校卒業」を入学資格とする修業年限3年以上の課程のものに限る。）の卒業	11年以上
	2年制	(1) 専修学校（修業年限2年以上の高等課程で年間授業時数680時間以上のものに限る。）の卒業 (2) 各種学校（「中学校卒業」を入学資格とする修業年限2年以上の課程のものに限る。）の卒業	12年以上
中学校等卒業		(1) 中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（学校教育法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 専修学校（修業年限1年以上の高等課程で年間授業時数800時間以上のものに限る。）の卒業	14年以上